

基本施策5 安全・安心でやすらぐまち

1 暮らしを守るまちをつくる

1-1. 消防・防災対策の充実

■ 施策の目的

自然災害等からの安全確保に向け、地域防災の体制強化に努め、安心して暮らせる総合的な防災対策を推進します。

■ 現状と課題

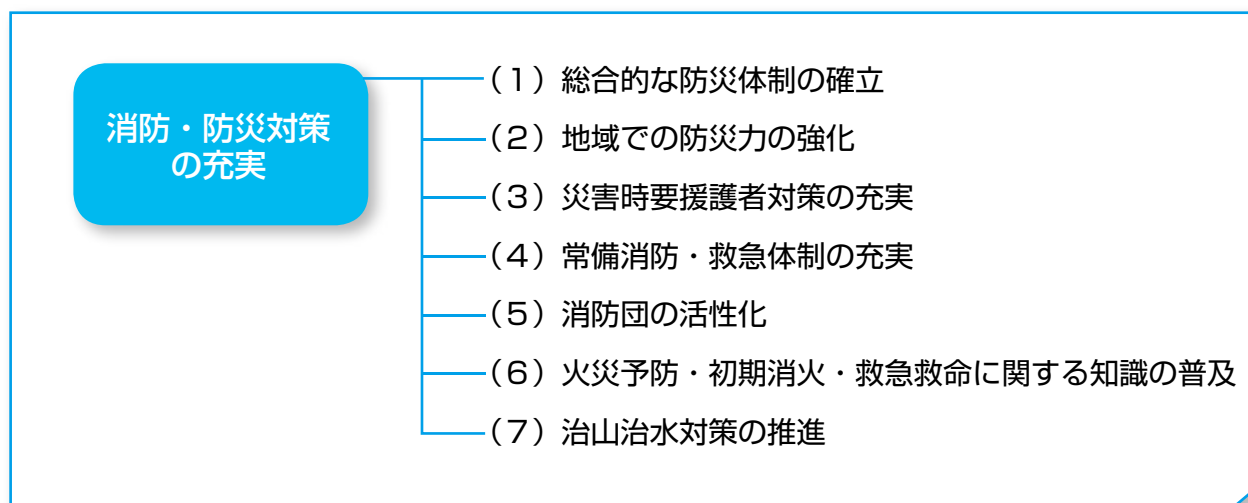
全国各地で地震や風水害、土砂災害など多くの災害が発生する中、自然災害から安全・安心な生活を守るため、国民一人ひとりや企業等の発意に基づく「自助」、地域の多様な主体による「共助」、国・地方公共団体による「公助」の連携が求められています。また、こうした災害から安心・安全な暮らしを確保するためには、地域防災力を高め、あらゆる災害に強いまちづくりが必要不可欠です。

また、生活様式の多様化や高齢化の進行などにより、火災発生要因は複雑・多様化の傾向にあるとともに、救急ニーズについても今後増加が見込まれています。国においては平成18年に消防組織法を改正し、消防力の強化のため消防の広域化に関する基本指針が示されています。

本町では、地震や風水害による災害への備えとして、区長会を対象に自主防災の研修会の実施や自主防災組織の育成、防災訓練等の実施、各種防災資機材の整備などに取組んできました。また、隣接する八女市と広域行政で八女地区消防組合を設置し、火災や災害等に対応するとともに、6分団からなる消防団を組織し、地域に密着した防火訓練や応急手当講習会を展開するなど、互いに連携しながら防火・防災に努めています。

今後も、これまでの取組みを一層進めるとともに、高齢者や障がい者など災害時の避難にあたって支援が必要となる災害時要援護者への対策や地域での防災力の強化に向けた自主防災組織等の育成が必要となっています。また、世界各地でテロ等も発生する中、これからの自治体にとって、こうした有事への対応も、取組むべき課題の一つとなっています。このため、地域防災計画・国民保護計画に基づき、町及び防災関連機関、町民が一体となった体制の確立を図る必要があります。

■ 施策の体系



■ 主要な施策

(1) 総合的な防災体制の確立

避難路・避難場所の周知、防災施設の整備充実、公共施設の耐震化、緊急時の情報通信体制の充実、地域の商工業者の協力を得て食糧・飲料水・生活必需品等を備蓄するなど、地域防災計画に基づき、総合的な防災体制の確立を進めます。

また、有事等の緊急事態に対応するため国民保護計画に基づき町民の安全確保に努めます。

(2) 地域での防災力の強化

防災マップ、ハザードマップ等による啓発・情報提供の充実や防災セミナー、防災研修会などへの参加、地域及び各地区での防災訓練の充実を図るとともに、地域における自主防災組織の育成・強化、防災ボランティアの育成など町民の防災意識の高揚と地域ぐるみの防災体制の確立に努めます。

(3) 災害時要援護者対策の充実

関係機関と連携して、災害時要援護者の把握、地域での共有など横断的な避難支援体制の整備を図ります。

(4) 常備消防・救急体制の充実

消防体制の基盤強化を図るため、消防施設、消防車・救急車等車両・資機材の整備及び消防職員の確保と消防活動を効果的なものとするため、広域活動体制の充実強化を図ります。

また、今後の常備消防の広域化に基づく体制整備を推進するとともに、消防救急無線のデジタル化など常備消防・救急体制のさらなる充実強化を図ります。

広川町の救急出動件数

【単位：人】

年次	総数	交通事故	急病	一般負傷	転院搬送	その他
平成17年	748	124	379	82	126	37
平成18年	742	92	415	74	133	28
平成19年	675	75	364	93	113	30
平成20年	668	75	375	82	112	24
平成21年	705	85	385	82	124	29

資料：八女消防本部

(5) 消防団の活性化

消防団の重要性等に関する町民意識の啓発を図りながら、団員補充対策の強化や研修・訓練の充実による団員の資質の向上など、消防団活性化対策を推進します。

(6) 火災予防・初期消火・救急救命に関する知識の普及

町民を対象とした防火講習会・消火訓練、AED（自動体外式除細動器）による応急手当講習会などを開催し、火災予防・初期消火・救命処置の知識の普及を推進します。

広川町の種類別火災発生件数と損害見積額

【損害額単位：千円】

年次	総数		建物		林野		船舶車両		その他		死者 人	傷者 人
	件数	損害額	件数	損害額	件数	損害額	件数	損害額	件数	損害額		
平成17年	20	33,239	13	33,160	2	10	2	69	3	0	1	6
平成18年	15	29,246	6	28,337	0	0	1	270	8	639	1	4
平成19年	9	2,770	3	605	0	0	3	519	3	1,646	1	0
平成20年	19	13,546	6	12,919	0	0	5	627	8	0	0	2
平成21年	14	6,753	7	6,591	0	0	2	160	5	2	1	0

資料：八女消防本部

(7) 治山治水対策の推進

国・県と連携しながら、地滑り・急傾斜指定地域等の砂防工事を推進するとともに、河川改修、湛水防除事業などにより浸水のない安全なまちづくりを進めます。

■ みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成 21 年度 (実績)	平成 27 年度 (中間目標)	平成 32 年度 (目標)	備考
自主防災組織の組織率	%	3	80	100	自主防災組織の整備率（組織行政区 / 全行政区）
応急手当講習の開催行政区数	区	23	29	35	応急手当講習の開催行政区数
避難路・避難場所を知っている町民割合	%	37.1			アンケートで避難路・避難場所を知っていると答える町民割合（初期値は平成 21 年 8 月のアンケート調査結果）

1-2. 交通安全・防犯対策の充実

■ 施策の目的

交通安全への意識の高揚に努め、犯罪や事故のない地域防犯体制の充実を図り、住民の暮らしのニーズに対応した環境づくりを推進します。

■ 現状と課題

わが国は、交通安全対策基本法に基づき、数値目標を定めた交通安全基本計画を 5 年ごとに作成し、今後 10 年間で交通事故死者数を半減するとの目標を示しています。OECD 諸国においても中期で交通事故死者数の減少を目標としている国が多く見られますが、日本の目標はその中でも高い水準のものとなっています。近年、国内ではシートベルトの着用者率の向上や飲酒運転の根絶等の取組みにより、交通事故死者数及び負傷者数が何れも減少傾向にあります。しかし、子どもや高齢者などの事故の増加が懸念されています。

また、全国的に様々な犯罪が多発する中で、子どもを狙った凶悪犯罪や高齢者への振り込め詐欺の増加など住民の犯罪被害に対する不安感は急速に高まっています。



本町では、交通事故の発生を防止するため、八女警察署、八女交通安全協会、八女交通安全連絡協議会等関係機関との連携のもと、交通安全教室の開催や交通安全運動の実

施を通じて、町民の交通安全意識の高揚を図るとともに、道路パトロールや地域からの情報を踏まえ交通安全施設や歩道の整備を進めてきました。

町民のだれもが、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育や啓発活動を継続して実施するとともに、通学路、生活道路を重点に交通安全施設や歩道等の整備を進める必要があります。

また、防犯については、防犯意識の高揚と地域の防犯体制の確立を進めてきました。特に、地域が自主的に取組む防犯パトロールや子ども見守り活動等は、安全安心な地域づくりに役立っています。

地域における犯罪抑止機能の低下が懸念される中で、今後も、関係機関・団体との連携をさらに密にしながら、防犯意識の高揚や防犯・地域安全体制の強化を進めていく必要があります。

■ 施策の体系

交通安全・ 防犯対策の充実

- (1) 交通安全意識の高揚
- (2) 安全な道路環境の整備・維持
- (3) 防犯意識の高揚
- (4) 防犯環境の充実

■ 主要な施策

(1) 交通安全意識の高揚

交通事故の発生を防止するため、関係機関と連携して、子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育を実施するとともに、飲酒運転撲滅のPR、危険箇所への交通安全旗の設置、交通安全運動の展開など町民の交通安全意識の高揚を図ります。

広川町の交通事故発生状況 【単位：人】

年次	件数	死者	傷者
平成17年	205	3	268
平成18年	199	1	257
平成19年	170	2	208
平成20年	167	2	221
平成21年	170	1	209

資料：交通年鑑

(2) 安全な道路環境の整備・維持

交通の安全を確保するため、カーブミラー、ガードレールなど交通安全施設の設置や、歩道が整備された道路への道路照明灯の設置を推進し、信号機の設置要請、道路線形改良の促進、主要道路の歩道整備など安全な道路環境の整備を計画的に進めます。

(3) 防犯意識の高揚

八女警察署や関係機関・団体との連携のもと、広報・啓発活動や情報提供等を推進し、町民の防犯意識の高揚を図ります。

また、犯罪被害者等支援のための推進体制の整備と啓発活動を行います。

広川町の罪種別刑法犯発生件数

【単位：件】

年 次	総 数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
平成 17 年	252	2	6	192	4	1	47
平成 18 年	206	2	5	156	2	4	37
平成 19 年	192	1	6	149	5	0	31
平成 20 年	159	0	0	131	7	0	21
平成 21 年	196	1	5	161	1	1	27

資料：福岡県犯罪年鑑

「凶悪犯」～殺人、強盗、放火、強姦

「粗暴犯」～暴行、脅迫、恐喝等

「窃盗犯」～車上ねらい、自転車盗、空き巣等

「知能犯」～詐欺、横領、通貨偽造等

「風俗犯」～賭博、強制わいせつ、公然わいせつ等

「その他」～占有離脱物横領、器物損壊等

(4) 防犯環境の充実

行政区や事業所及び小・中学校 P T A などの自主的な地域・学校等の安全活動を促進し、町ぐるみの防犯活動の体制の強化を図ります。

また、行政区との連携により必要な防犯灯の整備と維持管理を進めます。

■ みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
交通事故発生件数	件	170			年間（1月～12月）の交通事故の発生件数
防犯灯・道路照明灯・街路灯の設置基数	基	532	570	620	防犯灯・道路照明灯・街路灯の設置延基数
安全ハウス設置数	箇所	192			
町の防犯・交通安全体制についての満足度	%	27.3			アンケートで町の防犯・交通安全体制について満足と答える町民割合（初期値は平成21年8月のアンケート調査結果）
安全ハウスの認知度	%	—		100	児童・生徒の認知度を学校のアンケートにより取得

1-3. 消費者対策の充実

■ 施策の目的

消費者保護に関する啓発などを推進するとともに、消費関係団体・グループの活動支援を進め、自立する消費者の育成に努めます。また、相談を希望される町民に対し、安心して相談が出来る体制作りに努めます。

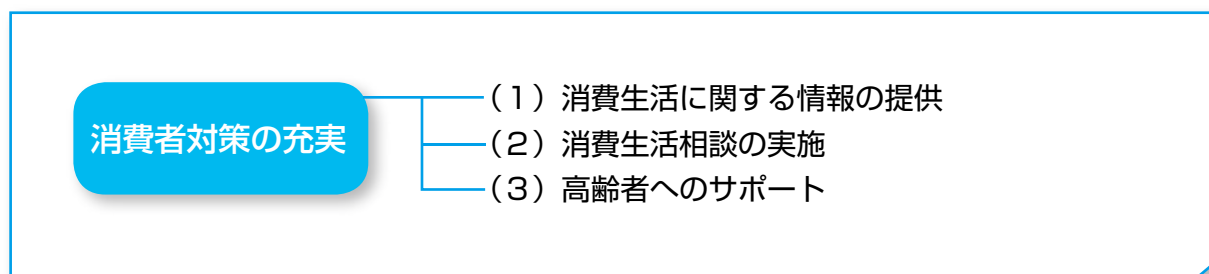
■ 現状と課題

近年、高齢者を狙った家屋の点検・リフォーム商法や不当・架空請求、インターネットによる詐欺等、消費者トラブルは急増し、またその内容も多様化・複雑化するなど社会環境は大きく変化しています。

本町では、県消費生活センターなどの関係機関と連携しながら、国の消費者行政相談体制を整備する基金を活用し、相談などの対応を行い、広報紙等を通じた啓発活動を実施し、消費者対策を推進しています。

消費者が、安全で安心できる消費生活を送れるようにするためには、安全が確保されること、適切な選択が行えること、必要な情報を知ることができること、被害の救済が受けられること等が重要であり、「消費者の保護」とともに、「自立する消費者づくり」を目指して消費者保護対策を推進することが求められます。

■ 施策の体系



■ 主要な施策

(1) 消費生活に関する情報の提供

地域や関係機関との連携のもと、広報・啓発活動の推進をはじめ、消費者講座の開催や消費者向けパンフレットの配布などを通じて消費者教育・啓発を進めるとともに、消費生活情報の提供、消費者団体の活動支援を進め、自立する消費者の育成を図ります。

とりわけ、最近被害の多い不当・架空請求や振り込め詐欺、家屋の点検・リフォーム商法等の情報の提供に努めます。

(2) 消費生活相談の実施

県消費生活センターや近隣市町との連携を図り、消費生活相談員による定期的な相談体制を確立し、被害発生時における効果的アドバイス等を行います。

(3) 高齢者へのサポート

高齢者が被害にあわないためのアドバイスや、被害にあった場合の対応を関係機関などと連携して高齢者をサポートします。

■ みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成 21 年度 (実績)	平成 27 年度 (中間目標)	平成 32 年度 (目標)	備考
高齢者等の消費者啓発講座受講者数	人	0	4,500	5,000	年間の高齢者等の消費者啓発講座受講者数(延べ数)
消費生活相談員数	人	0	1	1	消費生活相談員の人数

2 住みやすく便利なまちをつくる

2-1. 市街地・居住環境の整備

■ 施策の目的

調和のとれた住空間づくりを目指し、あらゆる世代に適応した住みやすく耐震性のある住宅環境の形成を促進し、ゆとりある生活に欠かせない生活環境の整備と市街地整備に努めます。

■ 現状と課題

良好な住宅地や公園・緑地等が整備された市街地は、安全で快適な居住環境やまちの賑わい、産業・文化の集積を生み出すものであり、まちの発展を支える重要な基盤です。また、住宅は、町民が健康で文化的な生活を営むための基盤であることから、良好な住宅の供給と快適な住環境の整備が求められます。さらに、住宅施策は人口の定住を促進する上でも重要な役割を持つものです。

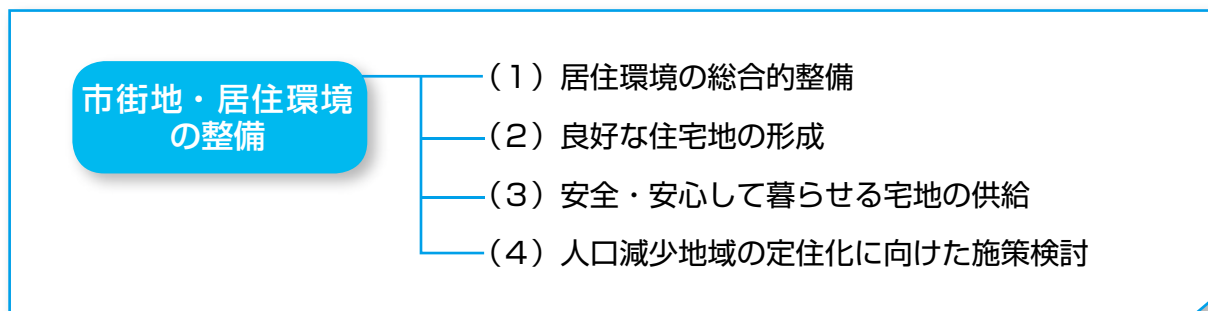


本町は、豊かな自然環境に恵まれており、こうした自然環境と調和のとれた居住環境の整備が求められています。

このため、大規模土地開発行為については、開発面積によって県許可や町指導要綱により協議を行い、地域に合った住環境整備を図っています。また、建築確認申請受付時に後退道路事業による協議を実施し、道路拡幅による緊急車輛等の通行を確保し、安全で住みやすい住環境づくりに努めています。

また、町内には過疎が進む地域と人口集中する地域が混在しており、地域の均衡ある発展が求められています。特に少子高齢化が急速に進み人口減少が進む地域では、高齢者等が安心して暮らせる環境の整備や若年層の定住促進に向けた取組みも求められています。

■ 施策の体系



■ 主要な施策

(1) 居住環境の総合的整備

すべての町民が安全で快適に生活できる住環境を確保するため、生活道路、公園・緑地、下水道などの生活基盤について、地域の実情を踏まえた重点的かつ計画的な整備を進め、生活水準の向上に努めます。

(2) 良好な住宅地の形成

定住の促進と安全・安心・快適な住環境の確保に向け、土地開発行為の協議により良好な生活環境を誘導します。

また、民間住宅等の耐震改修情報を発信します。

(3) 安全・安心して暮らせる宅地の供給

居住者の利便性、地域間や世代間のバランス等を考慮しながら、土地開発行為の協議により快適で安全・安心して暮らせる宅地の供給に取り組めます。

(4) 人口減少地域の定住化に向けた施策検討

人口減少が進む地域に対し、安心して暮らせる地域の形成や地域の特性を活かした環境の整備など定住化に向けた施策の検討を進めます。

■ みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成 21 年度 (実績)	平成 27 年度 (中間目標)	平成 32 年度 (目標)	備考
町の市街地の整備状況についての満足度	%	30.6			アンケートで町の市街地の整備状況について満足と答える町民割合（初期値は平成 21 年 8 月のアンケート調査結果）

2-2. 道路・交通網の整備

■ 施策の目的

広域的アクセスの向上と町内地域間の連携強化、安全性・利便性の向上に向け、町内道路網の計画的な整備を進めるとともに、町民の身近な公共交通機関の充実を進めます。

■ 現状と課題

道路・交通網は、産業活動や日常生活を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な基盤です。

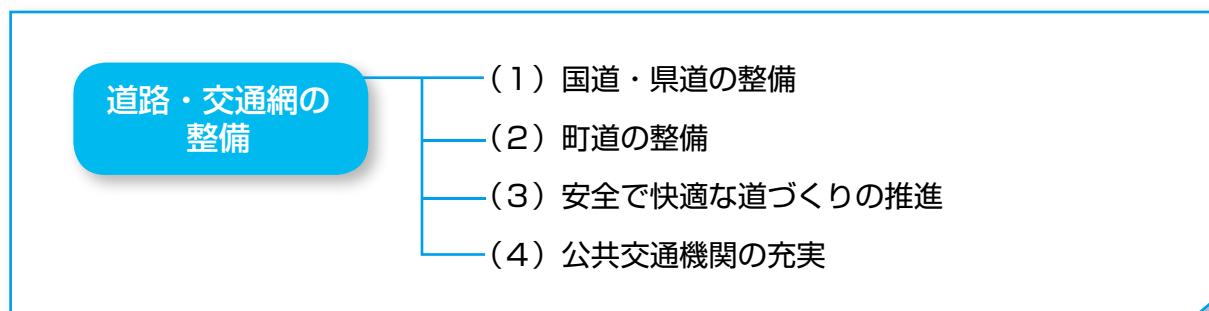
本町の幹線道路は、中央部を国道3号が南北に走り、これと並行して東部に県道久留米立花線、西部に久留米筑後線と、さらに西端を国道209号が走っています。また、県道三潆上陽線が町の中央部を東西に横断しており、これらを基幹として、町道が接続する形で道路網が形成されています。また、国道3号に並列して走る九州自動車道には広川インターチェンジを有し、県道三潆上陽線バイパスに連結し、隣接する国道3号に直結しています。

町の幹線道路の整備は、県内の他市町村と比較すると遅れており、県道三潆上陽線及び県道久留米立花線については段階的に道路改良が進められています。一方、県道唐尾広川線及び県道久留米筑後線の整備は進んでおらず、未改良区間の改良着手が求められています。また、町道整備については、環状線を中心に整備計画を定め、費用対効果を検討した上で、計画的な整備を進める必要があります。

公共交通では、3路線のバスと高速バスが運行されており、赤字路線については補填補助を行っています。また、高速バス利用者の利便性の向上のため、専用駐車場を設置しました。

全国的に公共交通利用者の減少に伴うバス路線の廃止が相次いでいる中で、車を運転できない高齢者などの交通弱者にとって最も身近な移動手段である路線バスの維持は、不可欠なものとなっています。こうした生活交通の維持確保は、住民が快適に生活できる地域づくりを目指す上で、ますます重要な課題となってきたことから、生活交通体系の現状分析や各地の先進事例の調査・研究を踏まえて、コミュニティバス等を含めた公共交通のあり方等についても検討を行い、将来にわたる生活交通の安定的な確保を図るための方策を決定し推進する必要があります。

■ 施策の体系



■ 主要な施策

(1) 国道・県道の整備

広域的な交通アクセスの向上に向け、未改良区間の早期整備、交差点・歩道の整備を関係機関に積極的に要請していきます。

(2) 町道の整備

国道・県道との連携や機能分担、町内地域間の連携強化等に配慮し、将来の財政的負担を踏まえ、総合的な道路整備方針により、町道の整備を計画的・効率的に進めます。

また、地域・住民と連携しながら道路の維持管理に努めます。

町道の舗装率と改良率

【単位：％】

年 度	舗装率	規格改良率
平成17年度	88.8	57.5
平成18年度	89.0	58.3
平成19年度	89.0	58.3
平成20年度	89.4	59.7
平成21年度	90.1	61.8

資料：建設水道課

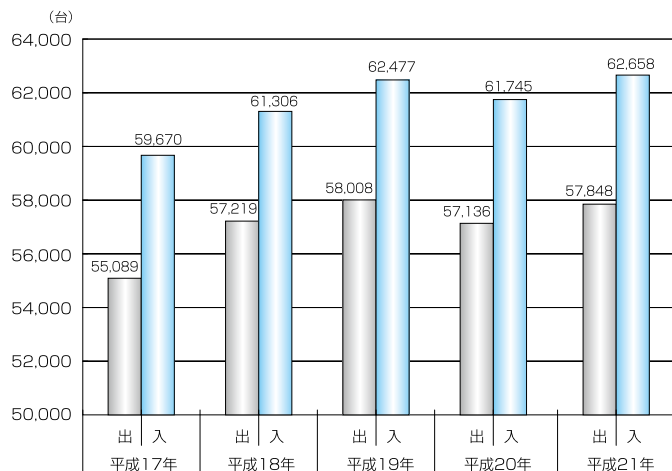
(3) 安全で快適な道づくりの推進

道路整備にあたっては、危険箇所の改善、歩行空間の確保など安全性や災害時への対応、バリアフリー化、環境・景観に配慮した安全で快適な道づくりを目指します。

(4) 公共交通機関の充実

町民の日常生活に不可欠な交通手段確保のため、既存のバス路線の利便性向上と路線維持に努めるとともに、コミュニティバス等の検討を行うなど地域公共交通機関の充実に努めます。

九州自動車道広川（インターチェンジの）交通量



資料：西日本高速道路(株)九州支社

■ みんなで目指す目標値

成果指標の名称	単位	平成21年度 (実績)	平成27年度 (中間目標)	平成32年度 (目標)	備考
町の道路の整備状況についての満足度	%	29.4	↑	↑	アンケートで町の道路の整備状況について満足と答える町民割合（初期値は平成21年8月のアンケート調査結果）
公共交通機関の利便さについての満足度	%	16.5	↑	↑	アンケートで町の公共交通機関（バスなど）について満足と答える町民割合（初期値は平成21年8月のアンケート調査結果）
町道の規格改良率	%	61.8	↑	↑	道路台帳道路現況調書より（初期値は平成22年3月）
町道の舗装率	%	90.1	↑	↑	道路台帳道路現況調書より（初期値は平成22年3月）